

< 論 文 >

カナダの租税及び社会保障の負担構造  
－マルルーニ及びクレティエン政権下での所得再分配効果の検討－

The Income Tax Burden and Social Security Contribution in Canada  
-The Consideration of Redistribution effect on Mulroney and Chrétien administration-

東京都公立大学法人 東京都立産業技術高等専門学校 広瀬 義朗

Tokyo Metropolitan Collage of Industrial Technology

Yoshiro HIROSE

ABSTRACT:

The aim of this paper is to clear the income tax burden and social security contribution. After the Tax Reform of 1987 and 2000, the tax burden was mitigated persons, families and households. But social security contribution increased persons contribution burden, especially low income class. The impact on the fiscal systems of Canadian welfare state was shifted income tax to social security contribution after oil crisis.

キーワード：1987年税制改革、福祉国家財政の再編、所得再分配効果、ジニ係数、平準化係数

Keywords: the Tax Reform of 1987, the impact on the fiscal systems of welfare state, redistribution effect, gini coefficient, equalization coefficient

はじめに

本稿の目的は、カナダ福祉国家財政の再編過程、とりわけ租税及び社会保障の負担構造を分析することである。経済の低成長と少子高齢化の進展は、先進国共通の今日的課題である。先進諸国は、人間が日常生活をする上での生活保障として社会保障の財源を租税や社会保険料に求めてきた。経済の低成長が継続すれば、財源の確保は困難を極め、なおかつ少子化と高齢化の同時進行は、公的支出の増大を招く。とりわけオイルショック後の1970年代以降の先進諸国は、財政赤字を抱え福祉国家財政の見直しを迫られている。本稿では、カナダ福祉国家財政の再編を通じて2つの政権下での負担構造分析を行う。

は、労働力の脱商品化、社会的階層化<sup>(1)</sup>を基準に掲げ、自由主義モデル、保守主義モデル、社会民主主義モデルの3つがクラスター化されていることを明らかにしている。カナダは、自由主義モデルに含まれる。

カナダの代表的な福祉国家研究にはBanting (1987)、福祉国家財政では持田 (2004)、カナダの税財政研究ではKesselman and Cheung (2003) 等が挙げられる。この中で再分配効果を検証しているのは、Kesselman and Cheung (2003) 及び持田 (2004) である。Kesselman and Cheung (2003) は2000年までの所得税分析に留まっており、社会保障負担までは分析していない。また持田 (2004) は所得階層別の詳細な負担分析であるが、家族形態の違いや子供の有無による負担分析までは行っていない。

1 カナダ福祉国家財政

1.1 先行研究

代表的な福祉国家研究には、エスピン＝アンデルセン (1990) がある。エスピン＝アンデルセン (1990)

1.2 カナダ福祉国家財政の特徴

ここ1.2では、カナダ税財政は他の先進諸国と比べてどのような点において特徴的なのかを考える。第一

に、図1からカナダは所得税を軸とした直接税中心の租税体系であることが分かる。本稿では特に1990年代後半以降を分析対象とするため、1998年度の一般政府（連邦・州・地方公共団体）を含めた主要税収割合を検討する。所得税や法人税の2つを合わせた国の総収入に占める税収割合は、48.5%（38.5%、10.0%）である。また図2をみると直接税の割合が50%程度あることから、所得税に重きを置くカナダ税制に注目する。

第二に、カナダは基礎年金において税方式を採用した点である。先進諸国では、英米独仏など社会保険方式を採用する国が主流である。むしろカナダのように基礎年金の財源として税方式を採用する国は少数である。

第三に、医療の財源を保険料収入でなく租税に求める点である。そのため、カナダ国民は原則無料で医療サービスを受けられる。医療の財源方式は、税方式であるが、州によっては保険料を徴収することもある。

第四に、カナダは連邦制国家であるため、社会保障に関する政府の役割分担が明確である。年金に対する役割は、連邦政府であり、医療に対する役割は州政府にある。医療に関する財源は、上で述べた通り、州政府が一部独自に保険料を徴収する他、多くは連邦からの租税による財政移転である。

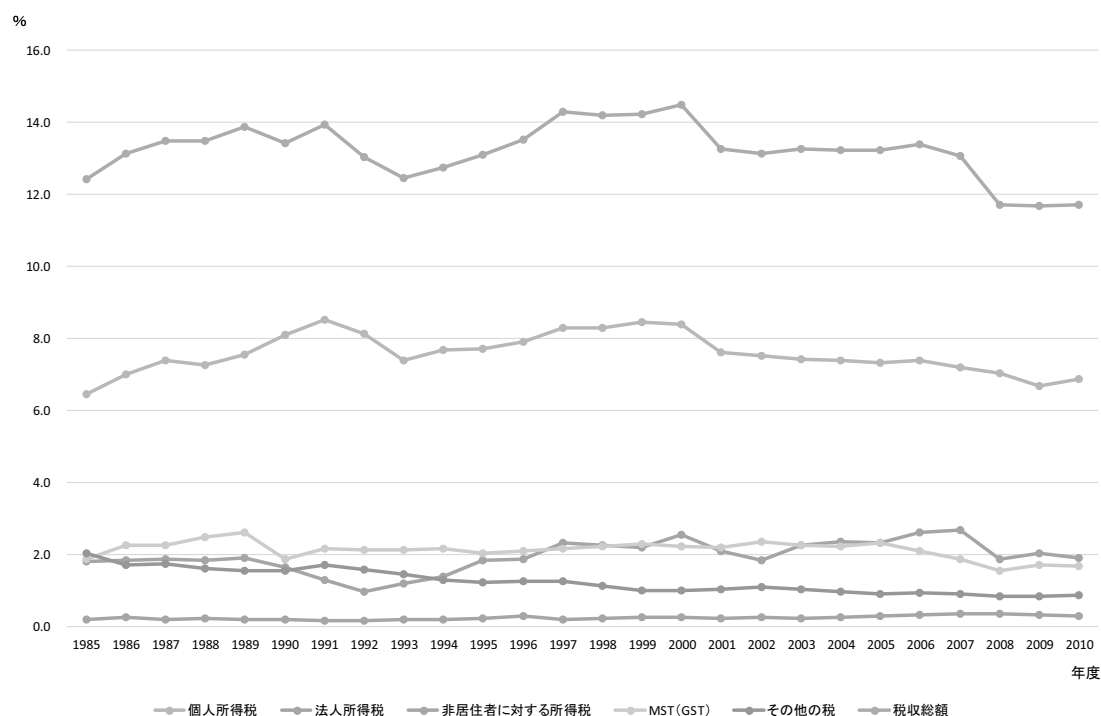
以上、国民は生活を充足する上で租税との関わりが密接であることを明らかにした。以下では、租税の中核となる所得税の負担分析を行う。

## 2 所得税負担分析

ここ2では、所得再分配効果について考察する。租税負担には、連邦に加え州及び地方分も含まれる。

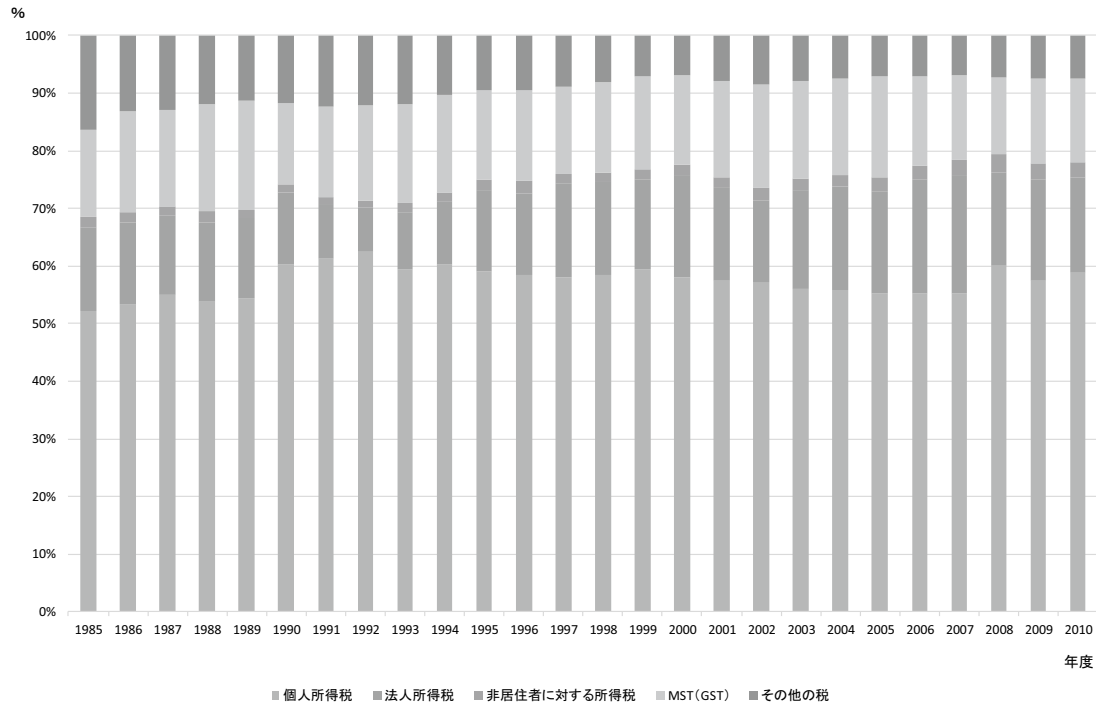
ここではまず、1985年度以降の所得税について検討する。図3は、1985年度から2010年度にかけての平準化係数の推移を示す。平準化係数とは、市場所得と可処分所得のジニ係数をそれぞれ  $R_b$ 、 $R_a$  とし、 $\phi = (R_b - R_a) / R_b \times 100$  が式となる。 $\phi$  の値が大きけ

図1 連邦政府租税収入（対GDP比）の推移、1985－2010年度



(出所) Department of Finance Canada (2017), p.11、  
[http://stats.oecd.org/Index.aspx?DatasetCode=SNA\\_TABLE1](http://stats.oecd.org/Index.aspx?DatasetCode=SNA_TABLE1) より作成 (2021年1月アクセス)。

図2 連邦政府租税収入（構成比）の推移、1985－2010年度



（出所）図1に同じ。

れば大きいほど、租税や社会保障の再分配効果は高い。

図1や図2、図3から、所得税の増収を受けて1985年度から1990年代初頭にかけて平準化係数は緩やかに高まったことが分かる。これは、所得再分配機能を有した再分配国家たるカナダ福祉国家の証でもある。この間、マルルーニ進歩保守党右派政権（1984年－93年）下でのウィルソン財務相の名を冠した1987年ウィルソンの税制改革が行われた。カナダでは、財政赤字が年々深刻となっており、同政権は政権交代を受けてアメリカとの自由貿易協定（FTA）の締結により関税障壁の撤廃、企業間の国際競争力の強化、経済の活性化等で税収増を目指した<sup>(2)</sup>。ここで1987年税制改革の概要を述べよう。1987年税制改革は、個人所得税を減税し、法人所得税の法定税率を引下げ、加えて租税特別措置の廃止・縮小による課税ベースの拡大で法人税増税を行う。また間接税の改革は、MST（製造業者売上税）からGST（Goods and Services Tax）へ変更することにより財のみならずサービスにも課税対象を広げ課税ベースを拡大した。これは、法人税増税とともに所得税減税を埋め合

わせることを企図していた。この改革は、歳入中立であったものの、個人所得税においてブラケットの削減（10→3段階）及び個人所得税の限界税率の引下げ、所得控除から税額控除への転換、租税特別措置の廃止・縮小による課税ベースの拡大、課税最低限の引上げ、家族手当の削減（一方、総収入が2万ドル以下の低所得者に対して児童税額控除の拡充）等である。景気が回復すれば、数年後に税収増が見込める段取りであった<sup>(3)</sup>。所得税減税、法人税増税、GST導入の一体改革が、同政権下で実行された。先に検討したように、景気回復に伴い改革後の所得税収はマルルーニの狙いどおりに増加したのである。

ところで、1987年税制改革後の所得税負担率はどのように変化したのだろうか。改革後の所得階層別負担率の推計結果があり、課税申告額1万－3万ドルまでの低所得者層及び3万－5万ドルまでの中所得者層では減税となったのに対して、5万－10万ドル、10万ドル以上の高所得者層においても増税ではなく、減税となった。負担率の上昇は、むしろ1万ドル以下の最低所得者層でみられた<sup>(4)</sup>。

他方、クレティエン自由党中道左派政権（1993年－2003年）下での所得税負担の高まりや家族及び全世帯に対して後に述べる児童税額控除の廃止、還付のない児童税額控除創設の影響もあり、租税の平準化係数は1995年度に14.0%であったが、政権末期の2003年度には11.7%となり、2.3%ポイントの低下にとどまっている。所得税収の増加の影響から所得の再分配効果が一部みられたが、同政権下での租税の平準化係数にそれほど大きな変化はみられない（図1、2、3）。

次に表1から、カナダでは、先に検討したように所得税に負担の多くを求めることが分かる。第一に、表上段の子供なし及び子供2人、片稼ぎの単身者において一貫して負担は低くなっている。1997年度には所得の167%層において所得税負担率は比較的高く、30%程度であった。その後2010年度には、所得税負担率は21.5%にまで相当低下した。第二に、表下段の家族の場合をみると、単身者ほどでないものの、全ての所得層においてその負担率は低下した。これは、先述の1987年税制改革、同政権下での2000年の税制改革の影響である。後者では、経済の好調さも相俟って

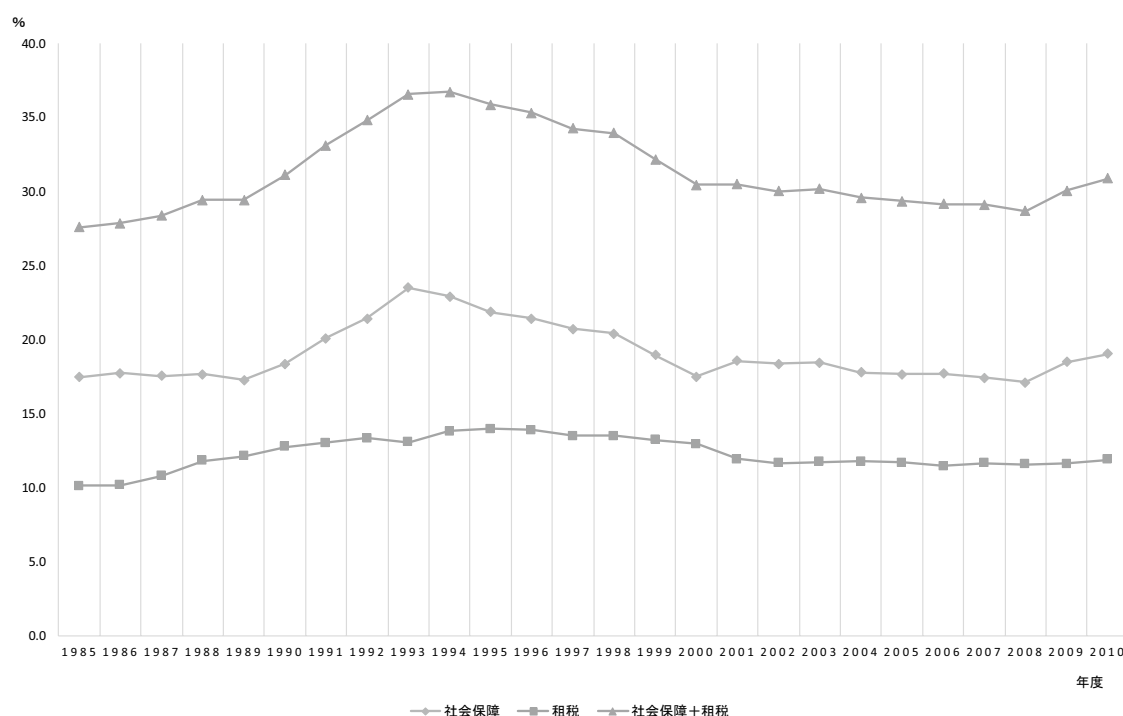
大幅な所得税の減税を行った。

マルルーニ政権は、福祉国家財政再編の序幕として先述のように所得税を減税することで経済の活性化を目指したのである。福祉国家財政の再編とは、財政赤字の削減に伴う①歳出削減、②社会保障制度改革、③税制改革、④財政再建、のことである。

また稼ぎ手が増えるとともに所得税負担は増えるものの、子供を扶養し控除を活用することで、一般に負担率は低下すると考えられる。しかし、カナダの場合にはむしろそれが高まっている。この税負担を軽減するために、カナダでは還付付きGST税額控除を所得税制に組み込み、低・中間所得層に対してGSTのみならず負の所得税すなわち所得税で逆進性対策を行っているのである。

1966年のカーター委員会報告以降、国内では包括的所得税理論が中心となり、1971年と1981年に税制改革が行われた。また国外では、アメリカ1986年税制改革の影響を受けてカナダ1987年税制改革が行われ、この改革は所得税・法人税・GSTの三位一体の改革であった。GSTの導入は、欧州の付加価値税を

図3 平準化係数の推移、1985－2010年度



（出所）OECD Stat. Social Protection and Well-being, and Income Distribution and Poverty より作成（2021年1月アクセス）。

表1 所得階層別所得税負担率の推移、1997 - 2010年度

(単位：%)

|      | 単身者         |              |              |              |
|------|-------------|--------------|--------------|--------------|
|      | 子供なし        |              |              | 子供2人         |
|      | 片稼ぎ         |              |              |              |
|      | 所得の67%      | 所得の100%      | 所得の167%      | 所得の67%       |
| 1997 | 17.7        | 22.1         | 29.5         | ▲ 1.0        |
| 2000 | 16.2        | 20.7         | 27.3         | 9.7          |
| 2005 | 13.1        | 16.6         | 22.5         | 5.1          |
| 2010 | 11.4        | 14.9         | 21.5         | 0.7          |
|      | 家族          |              |              |              |
|      | 子供2人        |              |              | 子供なし         |
|      | 片稼ぎ         | 共稼ぎ          |              |              |
|      | 所得の100 - 0% | 所得の100 - 33% | 所得の100 - 67% | 所得の100 - 33% |
| 1997 | 12.6        | 16.4         | 19.1         | 19.1         |
| 2000 | 16.4        | 17.7         | 18.9         | 17.7         |
| 2005 | 12.3        | 13.9         | 15.2         | 13.9         |
| 2010 | 8.0         | 10.7         | 12.6         | 11.9         |

(注) 表上段の単身者の所得の100%とは、平均的な賃金を獲得している人を100とした場合、勤労者の所得税負担率を推計した。単身者の場合、所得の67%とは、平均よりも低い所得（平均所得の2/3）を示し、所得の167%とは、平均よりも高い所得（平均所得の5/3）を示す。表下段の家族、子供2人、共稼ぎの所得の100 - 33%（夫（又は妻）の所得を100とした場合、配偶者のそれは1/3程度）と所得の100 - 67%（夫（又は妻）の所得を100とした場合、配偶者のそれは2/3程度）を指す。

(出所) OECD (1998), p.33; (2002), p.82; (2006); p.47, (2011), p.92より作成。

手本としており、1987年税制改革は国内だけでなく国外の税制改革の影響を受けている。以下では、社会保障負担について検討する。

### 3 社会保障負担分析

2では、所得税の負担分析を行った。ここでは、社会保障の負担分析を行う。というのも、負担の分析は租税だけでなく社会保障についても考慮しなければならないからである。先述のように、カナダの医療制度は原則無料であるものの、州政府によって独自に社会保障料を徴収することがある。そのため、ここ3では社会保障負担分析を行う意義がある、と考える。とりわけ社会保障負担の動向は、福祉国家財政の再編と大きく関わるからでもある。

#### 3.1 年金及び医療の対GDP比と所得階層別負担分析

ここでまず、老後の生活保障の中心となる公的年金支出の対GDP比を確認しよう。年金の対GDP比は、1960年に3%程度であったものが、1970年代に4%前後、1985年度には5%に増大した。1995年には、5.2%程度である<sup>(5)</sup>。一方、全国民を対象にした医療支出の対GDP比は、1960年に5%程度から、1970年に7%、1990年代初頭に約10%にまで拡大した。2005年以降

は10%を超えている<sup>(6)</sup>。

次に、1990年代後半の社会保障負担について詳細に論じる。表2は、単身者及び家族の従業員の所得階層別社会保障負担の負担率を表す。この表から、カナダは第一に、社会保障の負担率が10%を超えない低負担の国である。第二に、もともと低い負担率であったものが、近年低所得層ほど負担が次第に増えている。先述のように、医療及び基礎年金の財源を租税に求めているため必然的に社会保障負担の数値は低く出がちであるが、高齢化等の進展により社会保障の負担率は徐々に高まる傾向にある。

またカナダでは、社会保障税<sup>(7)</sup> (taxes on payroll and workforce) を課すため、これが社会保障全体の負担を押し上げるとも考えられる。社会保障税とは、雇主に課される税であり、その支払い賃金を課税ベースとし、各州は通常州医療・高等教育に関わるものに対して税を課す<sup>(8)</sup>。Lin, Picot and Beach (1996a)、(1996b) は、カナダの社会保障税の税率及び税収全体に占める割合の低さを指摘している<sup>(9)</sup>。しかし、彼らは、社会保障負担 (social security contributions) と社会保障税を合わせて分析しているため、負担の解明には両者を分離して考察する必要がある。というのも、社会保障負担の財源は保険料中心なのに対して、

表 2 所得階層別社会保障負担率（従業員）の推移、1997 - 2010 年度

(単位：％)

|      | 単身者           |               |               |               |
|------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|      | 子供なし          |               |               | 子供 2 人        |
|      | 片稼ぎ           |               |               |               |
|      | 所得の 67%       | 所得の 100%      | 所得の 167%      | 所得の 67%       |
| 1997 | 5.4           | 5.6           | 3.7           | 5.4           |
| 2000 | 5.7           | 5.9           | 3.8           | 5.7           |
| 2005 | 6.8           | 7.0           | 4.3           | 6.8           |
| 2010 | 7.1           | 7.3           | 5.0           | 7.1           |
|      | 家族            |               |               |               |
|      | 子供 2 人        |               |               | 子供なし          |
|      | 片稼ぎ           | 共稼ぎ           |               |               |
|      | 所得の 100 - 0 % | 所得の 100 - 33% | 所得の 100 - 67% | 所得の 100 - 33% |
| 1997 | 5.6           | 5.4           | 5.5           | 5.4           |
| 2000 | 5.9           | 5.7           | 5.8           | 5.7           |
| 2005 | 7.0           | 6.6           | 6.9           | 6.6           |
| 2010 | 7.3           | 6.8           | 7.2           | 6.8           |

(注) 表中の社会保障負担率は、社会保障負担 (social security contributions) 及び社会保障税 (taxes on payroll and workforce) 双方を含む。  
(出所) OECD (1998), p.34; (2002), p.83; (2006), p.48; (2011), p.94 より作成。

社会保障税のそれは租税であり、社会保険よりも租税の方がより普遍的な要素を持つからである。筆者が OECD (2013) の分類に基づいて分析すると、社会保障税を課す国の中では、この税の対 GDP 比の高い国はスウェーデン (10.0%)、豪州 (5.2%)、仏 (3.1%) の順であり、カナダ (2.1%) はこの 4 カ国中最下位である。そうであるものの、負担増加の要因であることに違いはないし、租税による所得再分配効果を強化するのであれば、今後社会保険料よりも社会保障税の税率引上げや社会保障税の負担割合、対 GDP 比を高める余地は十分あろう。

### 3.2 公的年金制度－租税と社会保険－

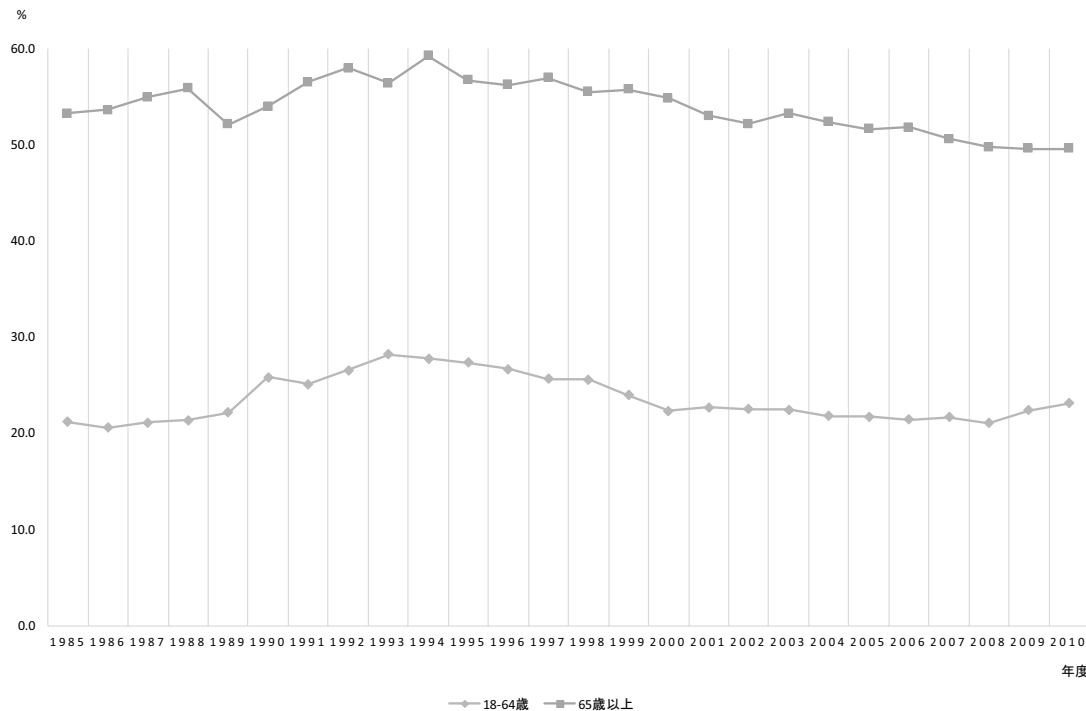
社会保障の根幹をなすのは、第一に公的年金制度である。財政方式は、賦課方式を採用している。カナダの年金は 3 層構造であり、1 層目が租税を財源とした基礎年金部分の老齢所得保障制度 (OAS)<sup>(10)</sup> と、2 層目は社会保険料収入を財源とした所得比例部分のカナダ年金制度 (CPP/QPP)、3 層目は個人部分の登録退職貯蓄年金制度 (RRSP) 及び法人部分の登録企業年金制度 (RPP) である。とりわけ 2 層目及び 3 層目の社会保険料の負担の増加が、ここでは社会保障負担の増加率となって表れるのである。その理由は、先述の如く高齢化の進展である。

この社会保障負担の逆進性を緩和するために、還付付き GST 税額控除がある。この制度の目的は、税制に限らずに社会保障の負担軽減も含まれるのである。

### 3.3 公的医療制度と補助金の改編

公的年金の他、社会保障の中核のなすのは、第二に医療である。カナダは、前述の通り全国民を対象とした公的医療保険制度を構築しており、また連邦制国家のため、医療の管轄は州となる。その財源は、連邦の財政移転により賄われる。財政移転について述べると、プログラム支出と公債費を合わせたものが連邦の歳出合計ということである。プログラム支出とは、政策支出のことを指す。これは、大別して 3 つに分けられる。それぞれ個人向け、地方向け移転支出、直接的プログラム支出 (国防費等) である。個人向け移転支出は後述することとし、ここでは地方向けに着目する。地方への財政移転は主に平衡交付金、医療、高等教育を中心に据えた教育支援をまとめて包括補助金、あるいはブロック補助金 (EPF) と呼ぶ。従ってカナダの主要な財政移転の柱は、①平衡交付金、② EPF、③ CAP (福祉への援助・支援) の 3 つである。医療に関する費用は、連邦からの主要なブロック補助金から交付される。但し、福祉国家財政の再編は、ブロック補助金の統廃合によって顕在化する。EPF は、1977 年度まで費用

図4 平準化係数の推移（18歳－64歳、65歳以上）、1985－2010年度



(出所) 図3に同じ。

分担プログラムという特定補助金であった。それまで病院保険、医療保険、高等教育等への補助金は、費用分担プログラムとして各々別個に存在していたが、同年4月以降統合された。

1996年度以降には、クレティエン政権の下、制度改革が次のように行われる。医療関係のEPFと福祉関係のCAPとの財政移転はそれぞれ別個に存在していたが、財政構造改革で医療社会移転制度(CHST)に一本化された。同政権の後を継承したマーティン自由党政権(2003年－06年)では、更に福祉国家財政の再編が加速する。今度は、上で統合されたCHSTを医療移転と社会移転に再分割した。これは、2004年度の4月のことである。目まぐるしく制度変更された社会保障制度改革の真の狙いは、後述するように紛れもなく社会保障に関わる補助金の削減であった。

#### 4 社会保障給付の分析

ここ4では、2つの所得税制改革及び社会保障制度改革の結果、所得や租税、社会保障給付を裏付ける平準化係数は、どのように変化したのかを仔細に検討す

る。また本稿では、福祉国家財政再編の中で主に所得税制改革及び社会保障制度の改編を2つの政権の序幕と終幕と位置づけた上で、高齢者及び勤労者、子育て世代に対する給付の影響を考察する。

##### 4.1 社会保障給付の改編－高齢者、勤労者、児童に対する給付削減策

クレティエン政権の下で、1997年にはCPP改革が行われた。これまで5.85%の保険料率を段階的に引き上げ、2003年以降は9.9%にまでにすることや、一方で給付の10%削減が実行された。これは、ベビーブーマー世代の大量退職者が増加したとしても、CPP財政を維持できるよう考案されたためである<sup>(11)</sup>。

他方、社会保障給付の削減は高齢者に限らず勤労者や児童に対しても行われた。社会保障の根幹をなすのは、第三に勤労者に対する所得補償や児童に対する給付である。ここでは、先に述べたプログラム支出の中で個人向け移転支出を説明しよう。個人向けには、OAS、雇用保険給付、家族手当の3つがある。OASは先述のように高齢者向けの普遍的な所得補償であ

り、雇用保険給付は勤労者対象であり、家族手当の受給者は子育て世代の家族である。児童に対する給付形態は3つあり、それらは児童扶養控除、家族手当、還付付き児童税額控除である。改編は、マルルーニ政権の下での1987年所得税制改革で行われる。この改革では、先述のように所得控除（基礎控除及び配偶者控除等各種人的控除その他の所得控除）から税額控除への変更<sup>(12)</sup>に伴い、児童扶養控除が廃止される。それに代わって還付のない児童税額控除が創設された。児童に対する給付形態は、家族手当、還付付き児童税額控除、還付のない児童税額控除に改編されたのである。さらに、3つに分かれていた児童に対する給付は、児童税額給付（CTB）という一括りの形態にまとめられたのである。もちろんその狙いは、福祉国家財政再編の中での子育て世代に対する給付の削減に他ならない<sup>(13)</sup>。以下では、どの項目が実際にどのように削減されたのかを検討する。

#### 4.2 社会保障の再分配効果の検討

ここ4.2では、2つの政権において再分配効果はどのように変化したのか、また平準化係数の内訳をみると社会保障移転及び所得税の割合は、おおよそ7:3であるため、ここでは社会保障移転を中心に考察する（図3、4）。

マルルーニ政権は「小さな政府」を掲げ財政赤字を削減すべく、第一に大幅な支出削減を目指した。具体的には、地方向け移転支出の削減とりわけCAPに視線が注がれる。根本（1999）によれば、「法律上連邦一州間で財政負担は折半であるにもかかわらず、1990年度から1994年度の5年間に限りオンタリオ、アルバータ、ブリティッシュ・コロンビアの3州のいわゆる“もてる州”については上限規制が設けられた<sup>(14)</sup>」のである。ところが、CAPは1988年度対年度比4億5,000万ドル増加し、それ以後1994年度同7,400万ドルまで減少することはなかった。CAP受給者は主に高齢者や子育て世代と考えられ、これらを踏まえて図3及び図4をみると、この間1993年度まで平準化係数は低下したのではなく緩やかに上昇した。

第二に、個人向け移転支出の削減である。ここで個

人向けの3つの動向に着目すると、最大の割合を占めるのがOASであり、雇用保険給付、家族手当を含んだCTBの順である。この中で対前年度比減少したのは、CTBである。児童を抱える子育て世代に対して、支出削減が行われた。具体的には、1990年度対前年度比は1,400万ドル、翌年度は同3,300万ドルの小幅の減少にとどまった。上と同じように、削減額は小幅なことから平準化係数の緩やかな上昇となった。

他方、クレティエン政権では党伝統の「大きな政府」でなく「小さな政府」を取り入れ、福祉国家財政再編の終幕として社会保障給付の削減に力点が置かれた。

図4の年齢別平準化係数の推移をみると、18-64歳の平準化係数（1993年度：28.2%、2000年度：22.4%、5.8%減）に比べ65歳以上（1994年度：59.2%、2002年度：52.2%、7.0%減）の方が大きく低下した。図3の1993年度から2000年度にかけて平準化係数の大幅な低下（23.5%→17.5%）と図4の1994年度から高齢者の平準化係数の緩やかな低下は、OASの大幅削減ではなく地方向け移転支出とりわけ医療に対する補助金の削減と一致する。例えば、医療に対する補助金は1989年度には対前年度6億3,000万ドルの減少、1992年度には同10億7,500万ドルの減、1995年度には翌年度CHST制度創設に伴い最大の同73億3,200万ドルと大幅減を記録したのである<sup>(15)</sup>。それ以降の緩やかな低下をみれば、それは明らかといえよう。これは、先述のごとく社会保障給付とりわけ高齢者に対する支出の削減であり、地方向けの中で医療に対する補助金の削減が断行されたのである。

次に、勤労者はどうであろうか。制度変更があったものの、高齢者に対する所得補償であるOASの給付額は大幅に削減されたのではなく、この中で最大の減少幅を記録したのはむしろ雇用保険給付であった。具体的には、失業者に対する給付額及び給付期間の縮減や再度失業給付を申し出た申請者に対しては、給付の減額措置を行った<sup>(16)</sup>。1993年度には対前年度比14億3,900万ドル、翌年度同28億1,100ドル、翌々年度には同13億3,900万ドル、1996年度には同10億9,600ドルと4年連続の減少となった（図3、図4）<sup>(17)</sup>。

最後に、児童を抱える子育て世代はどうであろうか。



個人向け移転支出の中で、CTBの削減は1985年度から2010年度にかけて3度あり、それぞれ1990年度(対前年度1,400万ドルの減少)、1991年度(同3,300万ドル)、1995年度(同1億700万ドル)であった<sup>(18)</sup>。児童に対する給付形態の包括化すなわちCTBの創設は政策支出を租税支出に変更したため、費用がかかり一時的に収入源に陥ったが、CTBは家計の所得によって決定されるため、全体の費用は経済状況に敏感に反応した。CTB包括化前の児童関連プログラムには重複部分があり、その重複部分を除くと2年間で250億ドル削減できたのである<sup>(19)</sup>。

## おわりに

本稿の目的は、カナダ福祉国家財政の再編過程、とりわけ租税及び社会保障負担構造の解明であった。カナダ福祉国家財政の再編過程とは、先述のように財政赤字の削減に伴う①歳出削減、②社会保障制度改革、③税制改革、④財政再建、のことである。他の先進諸国を含め、カナダにおいても財政赤字の削減は喫緊の課題であり、政権が交代してもなお2つの政権は再編過程を順次進めていく。

マルルーニ政権において、次の四点が明らかにされた。第一に、税制改革を行ったのである。1987年税制改革、中でも個人所得税改革は財政赤字を抱えるレーガン政権でのアメリカ1986年税制改革に大いに影響され、法人税増税と共に税收確保を目指し導入されたGSTは、財政赤字に悩む欧州各国の税制を見做ったものである。第二に、社会保障の制度改革を行ったのである。具体的にはブロック補助金の統廃合が行われ、児童に対する給付は一括りにされた。

第三に、歳出削減である。上のブロック補助金の統廃合は、地方政府向け移転支出の削減に繋がり、削減はCAPを中心に行われた。しかし分析の結果、歳出の抑制は十分ではなかった。また削減の対象は、個人向け移転支出もそうであり、CTBを中心に歳出削減は行われたが、CAPと同様に多くを削減できず、財政赤字の削減は中途半端に終わったのである。

第四に、負担構造分析として1987年税制改革により所得税の減税が行われ、低-中所得者層には政権の意

図どおり減税となったが、増税対象であった5万ドル以上の高所得者層にまで減税が行き渡ってしまった。

他方、クレティエン政権では、財政再建計画の下で次の四点が明らかにされた。第一に、社会保障の制度改革を行った。具体的には、CPP改革やブロック補助金の統廃合に伴いCHSTが一本化されたのである。

第二に、第一の社会保障の制度改革を行った上での徹底した歳出削減である。具体的に地方政府向け移転支出の削減は、医療に対する補助金であり、また、個人向け移転支出では雇用保険給付の削減が大胆に行われた。

第三に、歳出の削減を徹底したことで財政赤字が縮小し、1997年度にプライマリー・バランスの改善に繋がったことである。

第四に、負担構造分析として低所得者ほど負担が増えたのである。これは、福祉国家の財源を社会保障に求めたからである。

2つの政権を通じて、所得税減税はカナダと同様にアメリカ1986年税制改革でみられたが、米国との国際競争力を考慮すると法人税増税を行うことは極めて稀であり、またGSTの導入は税收の安定性や高齢化社会に向けて財源を確保しており、欧州各国でみられる所得課税から消費課税へのシフトを念頭に置いたものである。カナダは所得税減税をアメリカに倣い、他方で欧州から付加価値税を採用し、2つの税の要素を取り入れるなど大変特徴的な税制改革を行ったのである。更に、右派のみならず中道左派政権においても「小さな政府」を志向し、政権が交代してもなお継続して財政赤字の削減に取り組み、黒字化を達成したのである。

従って、カナダ福祉国家財政の再編とは、2つの異なる政権において上の3税と社会保障の一体改革、増税よりもむしろ歳出削減を行うことにより財政再建を達成したことなのである。

今後の課題は、間接税の負担分析を加えることである。所得税負担だけでなくこれを追加することで、包括的な租税分析はより詳細な結果となろう。

## 注

(1) エスピン＝アンデルセン(1990)は、福祉国家

- 及び社会階層化のことを次のように述べる。「福祉国家は、サービスと所得保障を提供するが、同時にそれは社会階層化のシステムでもある。福祉国家は、階級と社会的秩序を構造化する最も重要な制度である。」エスピン＝アンデルセン (1990)、62 頁。
- (2) 広瀬 (2012)、94 頁。
- (3) 広瀬 (2009)、20 頁。
- (4) 広瀬 (2014) 395 頁。
- (5) Kinsella and Gist (1995), p.54、丸山 (1999)、128 頁。
- (6) 広瀬 (2016)、178-179 頁。
- (7) 社会保障税は、給与税とも訳される。1993 年度カナダの社会保障税の内訳は、失業保険（雇用保険）税 44.4%、カナダ／ケベック年金制度税 28.0%、労働者補償税 13.3%、州医療・高等教育税 14.3%である。州医療・高等教育税制度は、ニューファンドランド、ケベック、オンタリオ、マニトバの 4 州にみられる。Lin, Garnett and Beach (1996a), p.8, p.14. なお、失業保険は、1995 年度から雇用保険の一部に含まれるようになった。
- (8) 医療及び高等教育税法により、ニューファンドランドは年間 47 万 5,000 ドルを超える給与総額に対して税率 2.0%の社会保障税を課し、ケベックでは年給与総額が 100 万ドル未満には税率 2.7%、100 万から 500 万ドルに対して雇主に 2.7%から 4.26%の医療サービス基金税 (HSF) を課す。オンタリオは雇主に対して毎年の給与総額 40 万ドル以上に 1.95%の医療税を課し、マニトバでは 2.15%の社会保障税を課すが、毎年の給与総額が 100 万ドル未満の給与には課さず、100 万ドルから 200 万ドルの給与総額には 4.30%の税率が課される。Canadian Tax Foundation (2001), 4 : 12.
- (9) Lin, Picot and Beach (1996b) の研究によると、1993 年度カナダの社会保障税を含めた社会保障負担の対 GDP 比は、G7 中最下位である。Lin, Picot and Beach (1996b), p.1069. また Lin, Picot and Beach (1996a) は、OECD 加盟国と比較した上でカナダの低位を示している。Lin, Picot and Beach (1996a), pp.19-20.
- さらに Lin (2000) によると、1980 年代から 1990 年代にかけてカナダの社会保障税を含めた社会保障負担に関する収入は、急激に増えた。しかし、その増加額は主要先進国と比較すると決して多くないという。1996 年度には対 GDP 比 6.0%となったが、これはアメリカよりも低く、G7 では未だに最低の上、OECD 加盟国 29 カ国中 9 番目に低いことを指摘している。Lin (2000), p.605.
- (10) OAS は、基本的に 65 歳以上の全高齢者に支給される。OAS の他、低所得者に対して補足所得保障 (GIS) 及び配偶者手当 (SPA) が追加支給される。岩崎 (2008)、137 頁。
- (11) 岩崎 (2008)、150-151 頁。
- (12) 現行の所得控除から提案された税額控除へは、次のように変更される。年金所得は適格年金所得 1,000 ドルから同所得の 17%、最高 170 ドルまで控除され、授業料は中等後の教育機関への授業料支払額から現行所得控除額の 17%、教育費は毎月 50 → 10 ドルへ、医療費は純所得の 3%を超える額からその額の 17%へ変更され、慈善寄付は純所得の 20%を限度とした金額から、寄付額の最初の 250 ドルには 17%、それを超えるものには 29%、総額が納税者純所得の 20%を超えることはできず、但し国家への寄付、文化財の寄付には制限がなくなることになった。Department of Finance Canada (1987), p.30, pp.31-33、大川 (1997)、115-116 頁、広瀬 (2009)、19 頁、28-29 頁。
- (13) 広瀬 (2012)、94 頁。
- (14) 根本 (1999)、194-195 頁。
- (15) 広瀬 (2012)、98 頁。地方向け移転支出の中で教育に対する補助金も削減の対象とされ、1989 年度には対前年度比 3 億 400 万ドル、1992 年度には同 5 億 900 万ドル、1995 年同 24 億 600 万ドルの減少となった。Department of

Finance Canada (2017), p.19.

(16) 広瀬 (2012)、98 頁。

(17) Department of Finance Canada (2017), p.18.

(18) Ibid.

(19) Government of Canada (2000), pp.13-14.

## 参考文献

Canadian Tax Foundation (2001), *Finances of the Nation 2000*.

Department of Finance Canada (1987), *The White Paper Tax Reform 1987*.

Department of Finance Canada (2017), *Fiscal Reference Tables*.

Esping-Andersen, Gosta (1990), *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Princeton University Press, 岡沢 憲英・宮本太郎監訳 (2001)『福祉資本主義の三つの世界－比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房。

Government of Canada (2000), “Federal Revenues: Changing Trends and the Quest for Tax Reform.”

Kesselman, Jonathan R. and Ron Cheung (2003), “Taxation, Progressivity, and Inequality in Canada”, *SSHRCC/MCRI project*.

Kinsella, Kevin and Yvonne J.Gist (1995), “Older Workers, Retirement, and Pensions — A Comparative International Chatbook”, *U.S.Department of Commerce*.

Lin, Zhengxi, Garnett, Picot and Charles Beach (1996a), “The Evolution of Payroll Taxes in Canada : 1961-1993”, *Statistics Canada, Reserch Paper Series* No.90, pp.1-27.

Lin, Zhengxi, Garnett, Picot and Charles Beach (1996b), “What Has Happened to Payroll Taxes in Canada over the Last Three Decades?”, *Canadian Tax Journal*, Vol.44, No.4, pp.1052-1077.

Lin, Zhengxi (2000), “Payroll Taxes in Canada Revisited: Structure, Statutory Parameters, and Recent Trends”, *Canadian Tax Journal*, Vol.48, No.3, pp.577-625.

OECD (1998), *the Tax /Benefit Position of Employees*.

OECD (2002), *the Taxing Wages 2000-2001*.

OECD (2006), *the Taxing Wages 2004-2005*.

OECD (2011), *Taxing Wages 2007-2010*.

OECD (2013), *Revenue Statistics 1965-2012*.

Scherer, Peter and Marion Devaux (2010), “The Challenge of Financing Health Care in the Current Crisis”, *OECD Health Working Papers* No.49.

岩崎利彦 (2008)『カナダの社会保障－医療・年金・介護－』財形福祉協会。

大川政三 (1997)「1987 年カナダの所得税改革－租税の本質的財源調達機能への回帰」『東京国際大学論叢 経済学部編』第 17 号、107-122 頁。

丸山桂 (1999)「年金制度」城戸喜子・塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障 3 カナダ』東京大学出版会。

根本嘉昭 (1999)「社会扶助」城戸・塩野谷編『先進諸国の社会保障 3 カナダ』東京大学出版会。

林健久・加藤榮一・金澤史男・持田信樹編 (2004)『グローバル化と福祉国家財政の再編』東京大学出版会。

広瀬義朗 (2009)「カナダの所得税改革－1980 年代の改革後の租税負担構造の変化－」『カナダ研究年報』第 29 号、17-32 頁。

広瀬義朗 (2012)「カナダ福祉国家財政の再編－連邦の財政政策を中心に－」『国際公共経済研究』第 23 号、91-102 頁。

広瀬義朗 (2014)「カナダの 1987 年所得税改革後の所得階層・世代別租税負担構造の変化」『中央大学経済研究所年報』第 45 号、385-412 頁。

広瀬義朗 (2016)「カナダの普遍主義とアメリカ選別主義－所得税及び社会保障負担構造及び福祉国家財政の比較」片桐正俊・御船洋・横山彰編『格差対応財政の新展開』中央大学出版部、163-193 頁。

持田信樹 (2004)「蘇る再分配国家－カナダの選択」林・加藤・金澤・持田編『グローバル化と福祉国家財政の再編』東京大学出版会。